

第 390 号

十人以上ハセラル分ヲ支給スルニト

六、三日付労働者ハ日給六分ハ日給者共全ク支給ス

七、職工日給者ニ對シ四日前六、五十元以下ナル酒肴料ヲ支給ス

八、工場勤務者ニシテ請負ニ在事セザル節因テ労働者ニ對シテハ今次昇給期ニ

於テ日給一割ニ相当スル果給ヲ與サシム、

九、宣佈職ニ甲父母妻子ト共ニ等シ、不幸ニ際レテハ五月以上ノ市懸金ヲ贈與ス

一〇、臨時工ニシテ現在僱入中ノモノハ本工ニ採用ス今後ノ僱入者ニ於テ恒ニ規定ノ通り

トス

二、今回停止昇給職者ニ對シテ特ニ改訂規定ヲ施行ス

二二一四



勞務第二一九號

昭和四年二月六日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 望月圭介 殿

社 會 局 長 官 殿

京 都 大 阪 各 府 知 事 殿

谷口商店工場ノ労働爭議ニ関スル件 (第一報發生)

要旨……是等ノ賃取ノ交付ヲ受ケントスル職工ノ口論ヲ仲裁ヒントシテ殴打傷

害ヲ受ケリル職工組合大島第六支部長清水國明ハ之ヲ工場側ノ計畫的

行為ニシテ組合ノ彈圧ナリト宣傳シ令組合員結束シテ懸業シ十三項ノ要